

北海道が実施している羅臼沖合のスケトウダラ漁業の許可条件

○ 許可について

北海道では2003年9月に漁業協同組合が管理していた共同漁業権のスケトウダラ刺し網漁業を道知事が管理する許可漁業に移行し、スケトウダラ資源の管理体制を強化してきたところである。

知床周辺でスケトウダラ漁業を営む者は、北海道海面漁業調整規則に基づく漁業の許可を知事から受けなければならないことになっており、許可を得ないで漁業を行った場合には厳しく罰せられる。

また、漁業者から道知事に対して漁業許可の申請があっても、次の場合には許可を行わないこともある。

- ・前年度において、この漁業の許可を受け誠実に営んだ実績を有しない者から申請があった場合
- ・根室支庁管内以外に住所を有する者が申請した場合
- ・操業海域に関係する漁協の意見書が添付されていない場合
- ・同一漁業者が2隻以上申請した場合

○ 許可の制限・条件について

道知事はスケトウダラの資源保護を図るため、許可に際して次の制限・条件を附している。

- ・北海道に漁船登録を有する漁船
- ・根室支庁管内に住所を有する者の所有する漁船
- ・原則、総トン数20トン未満の漁船
- ・許可等の隻数はスケトウダラの資源保護等のため別に定める。

なお、平成15年の羅臼漁協のスケトウダラ漁業の許可隻数は次のとおり

スケトウダラ固定式刺し網漁業 176件

スケトウダラ延縄漁業 10件

- ・操業期間は、4月1日～翌年3月31日まで
ただし、知事が資源保護又は漁業調整のため、操業の停止期間を定めて通知した場合は当該期間を除く。
- ・許可等の有効期限は1年以内とする。
- ・刺し網漁業にあつては、使用する刺し網の網目の大きさが91mm以上103mmでなければならない。

○ 資源管理・漁獲可能量（TAC）について

「海洋生物資源の保存及び管理に関する法律」は、排他的経済水域等における海洋生物資源の保存及び管理を図り、あわせて海洋法に関する国際連合条約の的確な実施を確保し、漁業の発展と水産物の供給の安定に資するため1996年に公布された。

日本沿岸におけるスケトウダラは、「海洋生物資源の保存及び管理に関する法律」により、漁獲量の上限の設定による資源管理を行っている。

漁獲量の設定根拠は、漁獲量を持続利用可能なものとするため、国が水産研究所等の調査をもとに資源状況を評価したうえで漁獲量が設定されている。

なお、2004年の根室海峡のスケトウダラ漁業の漁獲可能量は17,000トンである。

また、「海洋水産資源開発促進法」に基づき漁業者が自主的に30cm未満のスケトウダラの漁獲を行っていない。

羅臼漁協の漁業者自らが資源を保護する取組について

○禁漁期の設定について

- ・スケトウダラ刺し網の操業期間は、4月1日～翌年3月31日までであるが、2001年から産卵親魚を保護し、再生産を促すため、スケトウダラが産卵する一定期間に全船禁漁措置を行っている。
- ・近年は3月25日までに操業を終了し、3月26日～4月5日までの間を全面禁漁としている。

○禁漁区の設定について

- ・スケトウダラ刺し網の操業区域は、羅臼沖合海域全般であるが、1997年から産卵親魚を保護し、再生産を促すため漁場を区切り、産卵期の一定期間禁漁区を設定している。
- ・禁漁区の場所や期間については、資源再生産を図るため産卵親魚の成熟状況や蜻集状況などを考慮しながら決定している。
- ・2004年は、羅臼沿岸の7区域において、3月20日～4月5日までの間を禁漁としている。(別添図-1:4, 8, 11, 14, 23, 24, 25)

○網目の制限について

- ・道知事の許可の制限条件で、スケトウダラの刺し網の目合いの大きさは91mm以上103mmまで認められているが、1990年代から漁業者は自主的に91mmの小さな目合いを使用しないで、97mm以上の大きな目合いを使用し、主に小型親魚である初回産卵魚を厳しく保護している。
- ・当該海域の根室海峡を除く北海道内のスケトウダラの目合いの下限は84mmであり、このことから、羅臼地区の小型のスケトウダラ親魚の保護は全道で一番厳しいものである。
- ・過去には17.6mの高さの刺し網を使用していたが、2001年からは15.5mの高さの小型の刺し網に変更して漁獲圧力を抑制し、資源の保護を行っている。

○共同経営体方式について

- ・スケトウダラの許可を得た漁業者は、許可の条件や漁業者らの資源管理の取組を遵

守すれば、操業できることとなっているが、羅臼漁協の漁業者は5隻で1グループを構成し、5隻のうち1隻を交互に休漁させる取組を行い、漁獲圧力の20%を抑制し、資源の保護を行っている。

○自主減船について

- ・根室海峡で操業するスケトウダラ刺し網漁業には、1月～3月まで操業する経営体と4月～12月まで操業する経営体の2パターンがある。
- ・1988年における1月～3月まで操業するパターンの隻数は193隻あったが、1991年以降スケトウダラの漁獲量が減少したことに伴い、1996年に48隻がスケトウダラ資源を保護するために自主的に減船、廃業を行った。また、2隻についてもスケトウダラ刺し網漁業を止め、他の漁業を行うこととなった。さらに、スケトウダラ資源を保護するため休業船が発生した。
- ・その結果、1988年に193隻あった漁船が2003年には94隻まで減少した。
- ・一方、1988年に138隻あった4月～12月まで操業するパターンの船もスケトウダラ資源を保護するため、2003年には87隻まで減少した。
- ・減船とは、長年漁業に携わってきた漁業者が船を職を失い、また、乗組員も職を失う行為であり、当地区のスケトウダラ漁業者は資源を保護するためにこのような努力を行ってきた。

禁漁区及び実施時期

年	禁漁区(漁場番号)	実施時期
2000	4, 14, 23, 24, 25	3.23~4.5
2001	4, 8, 14, 23, 24, 25	3.20~4.5(4,8,14は3.22から)
2002	4, 8, 11, 14, 23, 24, 25	3.20~4.5(4,8,11,14は3.22から)
2003	4, 8, 11, 14, 23, 24, 25	3.20~4.5(4,8,11,14は3.21から)
2004	4, 8, 11, 14, 23, 24, 25	3.20~4.5

- | | | |
|---------------|---------------|-----------------|
| 1 カギノ手上平瀬 | 13 ローソク・ラクヨウ | 25 赤岩・知床 |
| 2 セキ上平瀬 | 14 メダマ | 26 羅臼前ドブケ |
| 3 ワタリ上平瀬 | 15 中の瀬ウマノセゴ | 27 飛仁帯前深み |
| 4 カギノ手・テングのハナ | 16 沖の瀬 | 28 天狗岩前深み |
| 5 セキ・テンジン | 17 サシルイ・天狗岩 | 29 沖の瀬とメガネの中間深み |
| 6 ワタリ・浜二 | 18 ガンゴ知床別前・ルサ | 30 ルサ前深み |
| 7 カワナカ・ソスケ | 19 ワシ岩・セセキ | 31 カモユンベ前深み |
| 8 中の瀬沖の傾れ上 | 20 相泊 | 32 モイルス深み |
| 9 浜一 | 21 カモユンベ・クスレ | 33 滝の下深み |
| 10 ラウス前・チトライ | 22 観音・デバリ | 34 赤岩深み |
| 11 中の瀬沖の傾れ下 | 23 モイルス・ベキン | |
| 12 中の瀬丘の傾れ | 24 滝の瀬・カプト | |

